

## 郵送による転出の手続き（転出証明書の郵送請求）

長柄町で転出届を行わないまま新しい住所地に引っ越しをされた場合は、郵送により転出届をすることができます。転出届を受領しましたら「転出証明書」を交付します。新しい住所地へ転入するためには「転出証明書」が必要ですので、必ず手続きを行ってください。転出証明書の交付手数料は無料です。

※ 郵送による手続きができるのは転出届のみです。転入・転居・世帯主変更などの届出は、届出資格のある方が必ず窓口で行ってください。

### 【 必要なもの 】

#### ① 住民異動届 転 出

書類不足や転出届書の記入漏れなど不備があった場合、転出証明書の発行をすることができません。電話にて確認させていただく場合がありますので、日中に連絡のつく電話番号を必ず記入してください。

#### ② 本人確認書類のコピー

運転免許証やマイナンバーカードなど官公署発行の顔写真付き身分証明書であれば1点、資格確認書や年金証書など、顔写真のないものであれば2点必要です。

#### ③ 返信用封筒

切手を貼り、氏名・返送先住所を記載したもの。返送先は、原則として新住所か長柄町での旧住所に限られます。代理人の場合は、代理人の住所（本人確認書類の住所）となります。

#### ④ 委任状（代理人による届出の場合）

転出する本人が署名押印したもの。

### 【 注意事項 】

※マイナンバーカードによる特例転出（注1）及び国外転出の場合は、転出証明書が発行されませんので、返信用封筒は不要です。

（注1）特例転出について…郵送による転出届が長柄町で受理されましたら、メールにてご連絡します。その連絡を受けた後、マイナンバーカードと暗証番号の入力による本人確認をもって、新住所地で転入の手続きが行えます。

なお、受付処理時点で、異動日（引越した日）から14日以上経過している場合、カードを利用した特例転出の手続きはできません。（上記の転出証明書の郵送請求となります。）

※児童手当、各種医療証、年金、国民健康保険、介護保険など手続きが必要な場合がありますので、事前にお問合せください。

お問い合わせ・送付先

〒297-0298

千葉県長生郡長柄町桜谷712番地

長柄町役場 税務住民課 戸籍係

電話 0475-35-2113